

平成 29 年 3 月 吉日

岐阜県行政書士会 御中

多治見市役所 市民課

住民票の写しを請求する際の留意点について

日頃は多治見市政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、住民票の写しを職務上請求用紙等で請求いただいた際、例外対応として、仮にアパート等の名称、室番号等が記載されていない場合でも、その他の情報で該当者が特定できれば、交付対応させていただいている次第です。

しかし、多治見市内でも数十世帯を超える大型マンションの建設が進んでおり、マイナンバー制度の導入、近年増加している「なりすまし」による証明書の不正取得や誤交付等を未然に防ぎ、個人情報を保護することを目的として、平成 29 年 4 月 1 日から アパート等の名称、室番号等が記載されていない場合は、ご返却させていただくよう手続きを改めます。

関係者のみなさまにおかれましては、ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願いします。

お忙しいところ申し訳ありませんが、会員の皆様にもお伝えいただきますよう併せてお願い申し上げます。

<参考>

1 住民票の写し取得にかかる必要書類

①職務上請求用紙

※請求者の氏名、住所（住民登録上の住所で、アパート等の名称、室番号等も含む）、
生年月日を記載してください。

②窓口にいらっしゃる方の本人確認書類・職務上請求用紙を使用することができる資格を
証明する書類（資格者証、補助員証等）

担当

多治見市音羽町 1 丁目 71 番地の 1

多治見市役所 市民課 住基グループ

☎ 0572-23-5542 (ダイヤルイン)